

(様式1－4)

南相馬市 帰還・移住等環境整備事業計画 令和4年度 帰還・移住等環境整備事業等

省庁名：復興庁

令和4年1月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接／間接	基本 国費率 (a) (注3)	当該年度(注4)			年度間調整額(注5) (該当する場合のみ記載)		備 考
								交付対象事業費 (b)	交付対象事業費のうち、 福島県又は避難指示・解 除区域市町村等以外の者 が負担する額を減じた額 (c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 (注6) 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間 調整額 (国費) (e)	調整後の 交付金 交付額 (f)=d-e	
54	(2) - 19 - 2 -	帰還再生生活道路舗装事業	南相馬市 小高区・原町 区	市	南相馬市	直接	定額	(0) 15,002 <15,002>	(0) 15,002 <15,002>	15,002 <15,002>			
99	(7) - 49 - 1 -	移住定住支援体制強化事業	市内全域	市	南相馬市	直接	1/2	(0) 73,425 <73,425>	(0) 73,425 <73,425>	55,068 <55,068>			
100	(7) - 49 - 2 -	空き家活用及び住宅購入等支援事業	市内全域	市	南相馬市	直接	1/2	(0) 15,406 <15,406>	(0) 15,406 <15,406>	11,554 <11,554>			
107	(7) - 49 - 9 -	復興教育プログラム造成事業	市内全域	市	南相馬市	直接	1/2	(0) 14,662 <14,662>	(0) 14,662 <14,662>	10,996 <10,996>			
108	(7) - 49 - 10 -	馬事文化を活用した移住定住促進事業	市内全域	市	南相馬市	直接	1/2	(0) 40,087 <40,087>	(0) 40,087 <40,087>	30,065 <30,065>			
110	(7) - 49 - 12 -	移住促進プログラム実施事業	市内全域	市	南相馬市	直接	1/2	(0) 30,492 <30,492>	(0) 30,492 <30,492>	22,869 <22,869>			
114	(7) - 49 - 14 -	おだかぐらしファンづくり事業	南相馬市(旧 避難指示区域 内)	市	南相馬市	直接	1/2	(0) 96,200 <96,200>	(0) 96,200 <96,200>	72,150 <72,150>			
115	(7) - 49 - 15 -	空き屋活用及び賃貸改修支援事業	南相馬市(旧 避難指示区域 内)	市	南相馬市	直接	1/2	(0) 4,400 <4,400>	(0) 4,400 <4,400>	3,300 <3,300>			
116	(7) - 49 - 16 -	旧避難指示区域移住定住相談窓口事 業	南相馬市(旧 避難指示区域 内)	市	南相馬市	直接	1/2	(0) 2,348 <2,348>	(0) 2,348 <2,348>	1,761 <1,761>			
							合計額	(0) 292,022 <292,022>	(0) 292,022 <292,022>	(0) 222,765 <222,765>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	

県名	福島県	担当部署名	復興企画部イノヘ政策課	担当者氏名	旧帰還環境整備事業 平澤 和弥 移住定住促進事業 王井 大輝
市町村名	南相馬市	電話番号	0244-24-5406	メールアドレス	innovation@city.minamisoma.lg.jp
地方公共団体の組合名					

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(実施要綱別表の番号)－(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)－(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。
(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。
(注3)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(福島県再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)実施要綱第5の1の(3)におけるbと同様)
(注4、5)上段()書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。
(注5)「年度間調整額」の(国費)(e)は、前年度に福島県再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)実施要綱第4の7の(4)に該当した場合に記載する。
(注6)各交付担当大臣が定める交付要綱において、交付額の算定方法が定められている場合には、その規定に基づき算定すること。
(注7)基金を造成して帰還・移住等環境整備事業等を実施する場合においては、当該事業の(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち福島県等以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載す